

## 連盟期の国際秩序構想におけるモーゲンソー政治的 紛争論の意義(4・完)

その他のタイトル	Morgenthau's Legal Theory of Political Disputes(4)
著者	西 平等
雑誌名	關西大學法學論集
巻	66
号	4
ページ	831-865
発行年	2016-11-24
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/10885">http://hdl.handle.net/10112/10885</a>

# 連盟期の国際秩序構想における モーゲンソー政治的紛争論の意義 (4・完)

西 平 等

## 目 次

はじめに

1. 連盟期の平和構想における「紛争の裁判可能性」問題の意義  
(以上, 65巻6号)
  2. モーゲンソーの政治的紛争論
  3. 法律学的思考の限界としての政治的紛争  
(以上, 66巻1号)
  4. 権力と利益の相違  
(以上, 66巻2号)
  5. 国際政治学と左派という問題
    - (1) 左派とのつながり
    - (2) ジンツハイマーの労働法思想
    - (3) ジンツハイマーの労働法論とモーゲンソーの政治的紛争論
    - (4) 個人史的文脈の位置
- 結 論 (以上, 本号)

## 5. 国際政治学と左派という問題

### (1) 左派とのつながり

すでに別稿(「古典的国際法学との対照における国際政治学的思考の特質」『関西大学法学論集』第65巻2号)で明らかにしたように、古典的な国際法学との対照における国際政治学的思考の特質は、法を勢力関係の表現とみなし、勢力関係の変動に従って、法の status quo と勢力関係との乖離をめぐる対立が生じると考える点にある。さらに、本稿においてこれまで述べてきたように、モーゲンソーは、新興勢力による法変更要求によって生じる動的紛争に関する考察を通じて政治的紛争論を構成し、status quo の維持と変更をめぐる国家間対立を基軸とする国際政治学の基本思考を形成した。

国際政治学的思考の基礎となっているところの、法を勢力関係の表現とみな

す考え方は、明白に、マルクス主義的思考と親和的である。モーゲンソーがその思考を形成した戦間期において、マルクスの影響を受けた左派は、法を含む社会的制度が、その時代に支配的な生産関係を基盤としており、したがって、その生産関係において支配的な地位にある階級の利益を表現するものであると考える傾向にあった<sup>1)</sup>。

法が、支配的階級（ブルジョワジー）の利益を表現するものであると考える左派は、「ブルジョワ・イデオロギー」に対する批判を通じて現行法の権威を失墜させようとした<sup>2)</sup>。資本主義的な生産関係に組み込まれ、その労働秩序に服することを余儀なくされている労働者について、そのような社会的に強制された労働を、平等な個人の自由な意思に基づくものであるかのように構成する「ブルジョワ法学」に対する批判は、左派的イデオロギー批判の中心と言える<sup>3)</sup>。このようなイデオロギー批判からの直接的な影響が、モーゲンソーの著

- 
- 1) 「現存の社会制度は、——いまではかなり一般的に認められていることであるが——今日支配している階級、すなわちブルジョワジーによって作りだされたものである」(Friedrich Engels, *Die Entwicklung des Sozialismus von der Utopie zur Wissenschaft*, *Karl Marx Friedrich Engels Werke*, Bd. 19, Dietz Verlag, 1962, p. 210; エンゲルス [寺沢恒信・村田陽一訳]「空想から科学への社会主義の発展」『マルクス=エンゲルス全集』第19巻(大月書店, 1968年) 207頁)。
  - 2) 「いまではわれわれは知っている。この理性の国とはブルジョワジーの国の理想化にほかならなかったのだということ。永遠の正義はブルジョワ的司法において実現されたということ。平等は結局、法のもとでのブルジョワ的平等になってしまったということ。最も本質的な人権のひとつとして宣言されたもの——それはブルジョワ的所有権であったということ。そして、理性国家、すなわちルソーの社会契約は、ブルジョワ的民主共和国としてこの世に生れ出たし、またそのようなものとして生れ出るよりほかなかったということ」(*ibid.*, 190 [邦訳187頁])。
  - 3) 「ただ資本主義的な経済秩序だけが、あたかもそこには労働規律などは存在せず、労働が自由な意思であるかのような、ソフィスト的外観を呼び起こす。工場主のほうがそのことをよくわきまえており、彼は、工場のなかの作業所の壁に労働規律を打ち付ける。この規律は、誰にでも見えるのだが、ただブルジョワ法学者には見えないのだ」(Josef Karner (Karl Renner), "Die soziale Funktion der Rechtsinstitute", herausgegeben von Max Adler und Rudolf Hilferding, *Marx-Studien, Blätter zur Theorie und Politik des wissenschaftlichen Sozialismus*, 1. Band, Bläschke & Dücke, 1904, p. 78, n. 2)。

作にも明白に見出される。彼は、政治権力を軽視する思想傾向の起源を論じるなかで、次のように言う。

「貴族的統治を打倒したのち、中産階級は、間接的支配のシステムを発展させた。彼らは、貴族支配に特徴的な、支配階級と被支配階級という伝統的な区別や、あからさまな暴力による軍事的手段を、経済的な従属という見えない鎖に置き換えた。この経済的なシステムは、一見したところ平等主義的な法規則のネットワークを通じて作動し、それが、権力関係の存在を覆い隠した。19世紀は、この法化された諸関係の政治的性質を見抜けなかった<sup>4)</sup>。

ここでは、国際関係を左右する政治的権力関係を見抜くことのできない思考が、平等主義的な法制度の背後にある階級的支配関係を見抜くことのできない思考と同種のものと考えられている。言い換えるなら、国際関係を実質的に決定している政治的権力闘争に目を向けるべきことを唱えるモーゲンソーの主張は、法制度のイデオロギー性を見破ってその階級支配的性格を明らかにすることを目指すイデオロギー批判と、類似の役割を果たすものと考えられているのである。

モーゲンソーの思想形成における左派的思考の影響は、その個人史からも推察される。モーゲンソーは、その博士論文執筆・公表の時期に重なる1928年から1931年のあいだ、フランクフルトの弁護士フーゴ・ジンツハイマー Hugo Sinzheimer (1875-1945) の下で、Referendar (試補見習) として働いている<sup>5)</sup>。両者の関係は深く<sup>6)</sup>、モーゲンソーは、「ジンツハイマー学派」の一員に数えられることもある<sup>7)</sup>。ジンツハイマーは、労働協約を中心とする労働法制

---

4) Hans Morgenthau, *Politics among Nations*, Alfred A. Knopf, first edition, 1948 (fourth printing, 1950), pp. 18-19. まったく同じ記述が、のちに出版された『国益の擁護』でも繰り返されている (Hans Morgenthau, *In Defense of the National Interest*, Alfred A. Knopf, 1951, p. 12)。

5) Christoph Frei, *Hans J. Morgenthau: An Intellectual Biography*, Louisiana State University Press, 2001, pp. 35-36.

6) 1937年7月17日、アメリカ合衆国に出立するモーゲンソーを、ジンツハイマーがアントワープ港から見送ったという (*ibid.*, p. 61)。

7) ジンツハイマーの研究で知られる久保敬治は、モーゲンソーを「ジンツハイマー・シュレー」に含めている (久保敬治『ある法学者の人生：フーゴ・ジヌ

度の確立に貢献した労働法学者であり<sup>8)</sup>、1919年には、国民議会議員（社会民主党所属）としてヴァイマル憲法起草にも深くかかわった<sup>9)</sup>。ジンツハイマーとのつながりを通じて、モーゲンソーが、フランクフルト社会研究所に属する若いマルクス主義者たちと交際を持ったことはよく知られている<sup>10)</sup>。

したがって、モーゲンソーと左派との思想的なつながりがすでに指摘されていることについては、何の不思議もない。モーゲンソーに関する伝記的研究において、ジンツハイマーとその周囲の人々が彼の価値観に与えた影響が強調されている<sup>11)</sup>。また、ジンツハイマーやその周辺の左派知識人の思考とモーゲンソーの思考の関連性を示し、ヴァイマル時代の左派の思想的系譜のうえに、モーゲンソーのリアリズムを理解することもすでに試みられている<sup>12)</sup>。

それゆえ、左派的思考が、ジンツハイマーとその人脈を介してモーゲンソーに影響を与えていることを示すだけでは何の新しさもなく、そのために一節を設ける必要はない。にもかかわらず、ここで、ジンツハイマーとモーゲンソーの思想的関係を検討する理由は、ふたつある。ひとつは、日本の労働法学界において蓄積されてきたジンツハイマー研究の成果を活かすことである。日本の労働法学者たちは、20世紀を通じ、非常な熱意を持ってジンツハイマーに関する研究を行ってきた<sup>13)</sup>。そのきわめて水準の高い研究成果が、これまで、モーゲ

---

ツハイマー』(三省堂、1986年)203-204頁)。また、ジンツハイマーのもとで同じく Referendar を務め、のちに政治学者となったフレンケル Paul Ernst Fraenkel もまた、モーゲンソーをジンツハイマー学派の一員とみていたという (William E. Scheuerman, "Realism and the left: the case of Hans J. Morgenthau", *Review of International Studies*, vol. 34 (2008), pp. 32-33)。

8) 西谷敏『ドイツ労働法思想史論』(日本評論社、1987年)213頁。

9) 久保敬治『前掲書』(注7)119-120頁。

10) Hans Morgenthau, "Fragment of an intellectual autobiography: 1904-1932", Kenneth Thompson and Robert J. Myers ed., *Truth and Tragedy: A Tribute to Hans J. Morgenthau*, Transaction Books, 1984, pp. 13-14; Frei, *op. cit.* n. 5, pp. 38-39.

11) Frei, *ibid.*, pp. 168-169.

12) Scheuerman, *op. cit.* n. 7, pp. 29-51.

13) 戦前においてすでに、ジンツハイマーの労働協約理論を主な対象とする後藤清の研究(『労働協約理論史』(有斐閣、1935年))が公表されている。また西谷

ンソー研究には全く活用されてこなかったことは、思想史研究における大きな損失というべきである。もうひとつの理由は、伝記的・個人史的な影響を正当に理解することである。モーゲンソーの個人史的な思想形成という側面のみに焦点を当てるなら、ジンツハイマーを介する左派の影響を過度に強調してしまう恐れがある。そうすると、思想史的な文脈をかえって見失う。モーゲンソーの国際政治学的思考を特徴づける思考は、1870年代以来、アドルフ・ラッソンやエリヒ・カウフマンによって受け継がれてきた観念論的な国際法論の系譜の上に、理解されるべきものでもある<sup>14)</sup>。そのような大きな思想史的文脈を踏まえたうえで、個人史的な思想の影響関係を理解しなければならない。

## (2) ジンツハイマーの労働法思想

ジンツハイマーは、労働法学の確立を通じて、対等かつ自由な人格間の合意を基軸として法律関係を構成する近代法思想の克服を目指した。その手掛かりとなるのは、従属労働 *abhängige Arbeit* という概念である。労働関係において、労働者は、自由人であるにもかかわらず、他者によって自由に使用される地位に置かれる。労働者は、使用者の命令に従って働き、自己の働きによって生み出される成果が使用者に帰属することを甘受しなければならない。このような他者の処分権力の下に置かれた労働を「従属労働」と呼ぶ<sup>15)</sup>。

---

ㄨ敏『ドイツ労働法思想史論』(日本評論社, 1987年)は、ドイツ労働法思想の「生成」を叙述するに際して、ジンツハイマーに関する分析に焦点を当てる。伝記的な研究としては、ドイツ語に翻訳されてドイツでも出版された久保敬治『前掲書』(注7)のほか、それを補足する同『フーゴ・ジンツハイマーとドイツ労働法』(信山社, 1998年)がある。さらに、彼の労働法体系書も翻訳されている(ジンツハイマー [檜崎二郎・蓼沼謙一訳]『労働法原理(第二版)』第2版(東京大学出版会, 1971年))。訳者によって書かれた『労働法原理』の「あとがき」には、次のような叙述がある。「周知のようにワイマール・ドイツ労働法理論……はわが国の労働法理論に深い影響を及ぼしているが、そのうちで最も強い影響力をもっているのがジンツハイマーの学説であるといっても、何人も反対しないであろう」(358頁)。

14) 後述5.(4)。

15) 「人間の機能としての労働は、人間が自分自身を自由に使用することによって

自由人がなぜこのような従属的な関係に入るのか。生産手段を持たない者は、そうせざるを得ないからである。労働が有用な生産物を生み出すためには、適当な生産手段と結びつかなければならない。そのような生産手段を有しない労働者は、生産手段を所有する使用者の処分権力の下に自らを置くことによりのみ、生産過程に参加し、その生存を確保することができる<sup>16)</sup>。労働者と使用者の関係は、近代法においては、自由な人格間の自由な契約として構成される。しかし、そのような構成は、現実の人間を従属労働へと強制する社会構造を度外視している。

「『労働契約の自由』とは、せいぜい、被用者が、自由な使用に供されるところの〔生産手段の〕所有者を選ぶ自由にすぎない」<sup>17)</sup>。

現実の従属的關係において労働関係を捉えなおそうとするジンツハイマーの試みは、もちろん、マルクス主義から影響を強く受けている。とはいえ、その系譜をマルクス主義にのみ求めることは誤りである。近代法的な労働契約観を再構成するという問題関心は、マルクス主義以外の社会政策的立場にも共有されていた。そのなかでも、ギールケによる労働関係の法的再構成は、ジンツハイマーの従属労働論の土台となつたと言われている<sup>18)</sup>。

ギールケは、すでに、その『ドイツ・ゲノツセンシャフト法』第1巻(1868

---

ゝ生み出される。人間は、この自由な使用に際して、自然から与えられた処分権力 Verfügungsgewalt を行使する。しかしながら、この処分権力は、法により、他者に帰属することもある。その場合、労働を成し遂げるのは、法的には、働く人間ではなく、その他者なのである。このような場合に、われわれは従属労働という言葉を用いる。従属労働とは、他者の処分権力の下にある労働である」(Hugo Sinzheimer, *Grundzüge des Arbeitsrechts*, 2. Auflage, Gustav Fischer, 1927, p. 10; ジンツハイマー [橋崎二郎・蓼沼謙一訳]『労働法原理(第二版)』第2版(東京大学出版会, 1971年)17頁)。

16) *Ibid.*, p. 23-24 [邦訳30-31頁].

17) *Ibid.*, p. 24 [邦訳31頁].

18) Otto Kahn-Freund, "Hugo Sinzheimer (1875-1914)", herausgegeben von Otto Kahn-Freund und Thilo Ramm, *Arbeitsrecht und Rechtssoziologie: Gesammelte Aufsätze und Reden*, Bd. 2, Otto Brenner Stiftung, 1976, p. 6; 西谷敏『前掲書』(注8)215頁。

年)において、近代的企業を、人的な支配・保護関係を伴う組織体としての「ヘルシャフト団体 *Herrschaftsverband*」として性格づけ<sup>19)</sup>、『ドイツ私法』第1巻(1895年)において、ヘルシャフト団体としての性格づけを根拠として、企業の使用者と労働者の関係を単に債権法的に構成することを批判している<sup>20)</sup>。そのような批判を基礎とする労働関係の再構成の試みは、1914年に公表された「雇傭契約の起源」に関する論文<sup>21)</sup>にもっとも明確に表現される。それゆえ、ここでは「雇傭契約の起源」論文に即してギールケの議論を紹介しよう。この論文の最初の一文が、ギールケの執筆意図を明確に示している。

「現代法における『雇傭契約』は、……もはや、ローマ法の『*locatio conductio operarum*』との本質的近縁性をなんら示していない」<sup>22)</sup>。

自由人が、労働監督の下で賃金労働を行い、しかも、その成果物がすべて他人(雇主)に帰属する、という近代的な雇傭関係を、ローマ法概念によって構成することは、そもそも、非常に困難である<sup>23)</sup>。にもかかわらず、ギールケ

---

19) Otto von Gierke, *Das deutsche Genossenschaftsrecht*, Erster Band, Weidmann, 1868, p. 1037.

20) Otto von Gierke, *Deutsches Privatrecht*, Erster Band, Duncker & Humblot, 1895, p. 698.

21) Otto von Gierke, “Die Wurzeln des Dienstvertrages”, *Festschrift für Heinrich Brunner zum fünfzigjährigen Doktorjubiläum am 8. April 1914*, Duncker & Humblot, 1914, pp. 37-68. この論文は、日本の学界においても注目されてきた。すでに1921年(大正10年)には、末川博によって、その内容が詳細に紹介されている(末川博「雇傭契約発展の史的考察——ギールケ『雇傭契約の起源』に就て」『民法に於ける特殊問題の研究』第2巻(弘文堂, 1925年)453-502頁[初出:『法学論叢』第5巻5号(1921年)])。また、平野義太郎『民法におけるローマ思想とゲルマン思想』(有斐閣, 1924年)も、雇傭契約について1節を当て、このギールケ論文に依拠した叙述を行っている。そして、この二つの業績が、原田慶吉『ローマ法(改訂)』(有斐閣, 1955年)の「雇傭」の項目において言及される(192-194頁)。さらに、村上淳一『ゲルマン法史における自由と誠実』(東京大学出版会, 1980年)は、この「雇傭契約の起源」論文を主軸として、ギールケの説を説明している。

22) Gierke, *ibid.*, p. 37.

23) 木庭顕『ローマ法案内』(羽鳥書店, 2010年)123頁。



によれば、ロマニストたちは、賃貸借に由来するローマ法の概念（*locatio conductio operarum*）を転用して、雇傭契約を法的に構成した。いわば、労働者は、賃金を対価として、自己の労働を貸し出すのである。このような構成は、自由主義と個人主義が支配的であった19世紀の法思想に親和的であった。雇傭契約を、「労働と賃金の交換を目的とする債務契約」とみなし、自由な人格間の対等な債権・債務関係として把握することになるからである<sup>24)</sup>。

このようなローマ法の転用による債権法的な構成によっては、雇傭関係に内在する人的な支配・従属関係を適切に把握しえない、というのが、ギールケの問題関心である。むしろ、雇傭契約の系譜は、ゲルマン法上の誠実勤務契約 *Treudienstvertrag* に求められるべきだと彼は主張する。

「ドイツの雇傭契約は、むしろ、人法 *Personenrecht* に起源を有する。その前身をなしたものは誠実勤務契約であった。その最古の形態は従士と主君の契約であり、それがフランク時代以降、托身 *Kommendation* として、さまざまの形態をとって現れることになった」<sup>25)</sup>。

「誠実勤務契約は、契約締結者を、相互に、支配者 *Herr* と奉仕者 *Diener* という人法的 *personenrechtlich* 関係に立たしめる。支配者には、保護監督権 *Munt* が付与され、それによって、命令および規律の権力が認められる。しかし、それと同時に、支配者には、保護と代表が求められる。奉仕者は、誠実勤務契約によって、継続的な自由の制限に服し、それによって、服従と奉仕が義務づけられる。しかし、それと同時に、奉仕者は、保護と代表に対する権利を獲得する」<sup>26)</sup>。

24) Gierke, *op. cit.*, n. 21, p. 53.

25) *Ibid.*, p. 40; 村上『前掲書』(注21) 170-171頁。

26) Gierke, *ibid.*, pp. 40-41. なお、引用文中の「代表」とは、支配者が、団体の代表者として振る舞うことである。ギールケは、このような代表権限が、ヘルシャフト団体における支配権力に必然的に伴うと考えている。配下の者を代表することは、配下の者の振る舞いについて責任を負うことでもある。「[権力保持者]は、団体 *Gemeinschaft* の代表者として、代表権力を具備している。しかし、それと同時に、権力下にある者について責任を負わされる」(Gierke, *op. cit.*, n. 20, p. 701)。

このようなギールケの主張が、今日の法制史学の見地から見て適切かどうかはここでは問わない<sup>27)</sup>。むしろ、支配・服従関係の設定を基軸とする誠実勤務契約の系譜の上に雇傭契約を置く、という主張の実践的意義を考えてみたい。第一に、それによって、労働における支配・従属関係が可視化される。誠実勤務契約は、支配者と奉仕者という人的・身分的な関係を設定するものである。その系譜に置かれる雇傭契約もまた、この支配・服従関係を引き継いでいる。すなわち、雇傭契約により、雇主は、使用人に対して人的な支配権力を得るのである<sup>28)</sup>。このように構成することで、雇傭関係を自由な人格間の対等な債権・債務関係とみなす法的構成においては見えにくくなっていた支配関係が、雇傭契約の中心に据えられることとなる。第二に、使用人に対する雇主の保護義務が一般的に根拠づけられる。ギールケによれば、誠実勤務契約によって設定された命令権力には、保護義務が伴う。それと同様に、雇傭契約によって雇主が行使する人格的な支配権力にも、使用人に対する保護義務が伴う、ということとなる。すなわち、労働関係において、使用者が、単なる給与支払債務にとどまらず、労働者の健康や福祉に関する包括的な配慮義務を負うことを一般的に根拠づける、という意義を有するのである<sup>29)</sup>。第三に、雇傭関係の継続的性格を一般的に根拠づける。誠実勤務契約は、支配者と奉仕者のあいだに、

---

27) 村上淳一は、ギールケの所論の中に、「ゲルマン的ヘルシャフトはすべて同時に義務的關係であった」という、実証を伴わない「ゲルマン・イデオロギー」を見てとっている(村上『前掲書』(注21)175頁)。

28) 「内容的には、今日の雇傭契約は人的な支配関係を設定する点で、古きドイツ法の勤務契約 *Dienstvertrag* と一致する。雇傭契約は、当事者の一方を他方の必要と目的のための人的活動へと義務づけることによって、両当事者を奉仕者 *Diener* と支配者 *Herr* の関係に立たしめるのである。現代の立法がこうした呼び方を避けるからといって、この実態を法秩序から追い出すことも、これを生活から消去することもできない。……雇主はつねに、義務者の労働力を自由に用い、その活動を自己の意思のままに、自己の設定した目標に向けて指揮する権利を持つ。これは、労務提供と不可分の人格そのものをとらえる権力である」(Gierke, *op. cit.* n. 21, pp. 55-56; 村上『前掲書』(注21)172-173頁)。

29) 「支配者 *Herr* の義務は、約束された給与を支払う債権法上の義務に尽きるものではない。むしろ、人格に対する権力には、人格のための配慮義務が対応するのである」(*Ibid.*, pp. 57; 村上『前掲書』(注21)174頁)。

継続的な人法的・身分的結合を作り出す<sup>30)</sup>。このような身分的要素は、雇傭契約に関しても考慮され、その終了に関する様々な規制に反映される<sup>31)</sup>。

このように、ギールケの雇傭契約起源論には、債権法的構成によっては見られる労働関係の支配・従属的性格を明確化し、そのことによって、労働者保護法制を一般的に根拠づけるという志向がみられる。ジンツハイマーの「従属労働」論は、このようなギールケの関心と共鳴しつつ、その影響下において形成されたものである。

ジンツハイマーがとくに問題にするのは、労働条件の決定について労働者の意思が影響力を持たない、という、労働関係の実態である。使用者と労働者のあいだの自由意思に基づく契約として労働関係を法的に構成するのが一般的であるが、実態においては、労働者の意思はそこに反映されていない。賃金をはじめとする労働条件は、使用者が一方的にこれを決定している<sup>32)</sup>。また、労働者は、労働現場において、その立ち振る舞い方も含めて、使用者の指揮監督権の下に置かれる<sup>33)</sup>。使用者には、労働環境について配慮する義務があるものの、その義務の実質的内容は、使用者の大幅な裁量にゆだねられている<sup>34)</sup>。このような実態を見るなら、労働関係の内容は、使用者によって一方的に決定されているのであって、労働者はその決定に参加していない。

「労働者の契約意思は、労働関係を発生させるということに尽きており、それを越えて、労働関係の内容を構成するという効力は持たない」<sup>35)</sup>。

使用者によって労働関係の内容が決定される以上、労働者と使用者のあいだの労働契約は、給付と反対給付からなる相互的關係のみならず、一方が他方を

30) Gierke, *op. cit.*, n. 21, p. 40.

31) *Ibid.*, pp. 61-62.

32) Hugo Sinzheimer, *Der korporative Arbeitsnormenvertrag: eine privatrechtliche Untersuchung*, Zweite Auflage, Duncker & Humblot, 1977, Erster Teil, pp. 11-12 [初版: 1907].

33) *Ibid.*, pp. 12-13.

34) *Ibid.*, pp. 13-15.

35) *Ibid.*, p. 15.

支配する関係を作り出す<sup>36)</sup>。このような支配・従属関係という実態を前提に、ジンツハイマーは、労働協約を中心とする労働法制を構築することを目指した。

労働者は、個別的な労働契約によっては、労働関係の内容決定に参加できない。その実態を前提に、労働者の意思を労働関係に現実に反映させるためには、集団的な交渉と合意が重視されなければならない。それが、ジンツハイマーの基本的な考え方である。「個人がその対抗勢力によって脅かされ、これに独力で立ち向かうにはあまりにも自己が無力であると感じるとき」には、相互の扶助によって集団が形成される<sup>37)</sup>。そのような集団に法的な承認と保護を与えることで、集団間の交渉と合意を基礎とする秩序が形成される<sup>38)</sup>。すなわち、労働者団体と使用者団体の交渉と合意を通じて労働関係の内容が決定されることにより、使用者が一方向的に決定する支配・従属的労働関係から、自律的かつ共同的な労働関係への転換が行われる、というのである<sup>39)</sup>。

したがって、ジンツハイマーの労働法論の中心には、労働協約が置かれる<sup>40)</sup>。個別の労働契約に優越する強い法的効力(不可変的効力<sup>41)</sup>や一般的効力<sup>42)</sup>)を労働協約に認めることで、個別の労働契約に依拠しては従属に陥ってしまう労働関係を、労使の対等な協力によって形成される自律的・共同的关系に変えてゆくことが目指される。

労働協約の法的性質を論じるに際して、ジンツハイマーが共同意思定立 Vereinbarung 概念を掲げていることは特筆に値する。別稿で検討したように、

---

36) 「このような契約によって生じるのが、給付と反対給付という関係だけではなく、一方による支配であるゆえに、労働契約は、単なる相互的な契約ではなく、同時に、支配契約である。それによって、一方の人間が、その人格的な労働において、他者の自由な使用権力の下に入る」(*ibid.*, p. 16)。

37) Sinzheimer, *op. cit.* n. 15, p. 68 [邦訳75頁]。

38) *Ibid.*, p. 67 [邦訳74頁]。

39) *Ibid.*, pp. 48-49 [邦訳56-57頁]; Sinzheimer, *op. cit.* n. 32, p. 22; 西谷『前掲書』(注8) 214-215頁。

40) 西谷・同上213-214頁。

41) 同上231-233頁, 330-339頁。

42) 同上342-350頁。

共同意思定立概念は、国家間の合意である条約の客観法的性質を論証するために、トリーペルによって援用されたことで、国際法学においてもよく知られている<sup>43)</sup>。トリーペルと同様、ジンツハイマーも、共同意思定立としての集団間の合意が、単なる法律行為（契約）としての効力を持つのではなく、客観法を定立する効力を有することを強調している<sup>44)</sup>。すなわち、労働者団体と使用者団体とのあいだの合意である労働協約は、単に二つの団体の相互的な権利・義務関係を規定するのではなく、労働者と使用者からなる労働関係秩序全体について客観的な法規を定立するものと考えられる<sup>45)</sup>。

共同意思定立を援用する文脈において、ジンツハイマーは、客観法を定立する集団間合意の典型例として、国際条約に言及している<sup>46)</sup>。そして、集団間の合意が、その集団の構成員に及ぼす効力に関する問題が、国際法と労働法に共通の問題として取り上げられる。国際法学において、国家の締結した条約が、個々の国民（個人や団体）にどのような効力を持つか、という問題が存在する。国際法と国内法の二元論をとるトリーペルのような立場によれば、国際条約が規制するのは、国家間の法的関係のみであって、それが個人や団体について規律を及ぼすためには、国内法への変形を必要とする。それに対し、国際条約が、個々の国民の法律関係に直接に規律を及ぼす可能性を認める考え方もある。条

43) 西平等「動態的国际法秩序への解釈論的視座(2)」『関西大学法学論集』第65巻4号(2015年)83-88頁参照。

44) Hugo Sinzheimer, *Arbeitsaristgesetz: Die Idee der sozialen Selbstbestimmung im Recht*, Zweite Auflage (Unveränderter Nachdruck der ersten Auflage von 1916), 1977, pp. 46-48.

45) 「集団協定 Gesamtvereinbarung [労働協約のこと]は、法源である。なぜなら、その諸規定は、労働関係に関する限り、客観法であるから。集団協定は、『自己に対する法的規定づけの根拠を自己自身のなかに』もっている。その妥当は、その服従者の意思にも、その定立者の存在にも依存しない。集団協定は、その適用を受ける者がそれを知らない場合でも妥当し、また、それを定立した者がもはや存在しない場合でも有効であり続ける。集団協定が成立し、存続することは、単に私的なことからであるばかりでなく、公的なことからある」(Sinzheimer, *op. cit.* n. 15, p. 49 [邦訳57頁])。

46) Sinzheimer, *op. cit.* n. 44, p. 47.

約に関するこのような問題と類似の問題が、労働協約についても存在するとジンツハイマーは言う。すなわち、労働者団体と使用者団体が締結した労働協約は、個々の使用者と労働者がそれに従って個別的労働契約を締結することを通じて個別の労働関係を間接的に規律するのか、あるいは、協約に違反する労働契約の内容を無効とし、修正することによって、個別的労働関係を直接的に規律しうるのか、という問題である。もちろん、ジンツハイマーは、不可変的効力をはじめとする、労働協約による直接的規律の承認を求め<sup>47)</sup>。

このようにジンツハイマーは、集団間の合意によって客観的な法秩序を形成するものとして、国際条約と労働協約が類似の性質をもつと考えている。彼の理解では、労働協約は、実力をもって対峙する集団と集団が、平和的な秩序を打ち立てるために締結する合意なのであって、それゆえ、中世の諸身分のあいだの平和契約 Landfriedensvertrag の系譜に属する<sup>48)</sup>。国際条約(とりわけ講和条約)の果たす重要な役割もまた、実力をもって対峙する国家間に平和的秩序を打ち立てることである以上、ジンツハイマーがそこに労働協約と類似の構造を見出すのは当然であろう。諸身分間の合意や労働協約、国際条約を、客観法を定立する集団間の合意として統一的に把握してゆくジンツハイマーの法思想は、国家と他の団体を質的に異ならないものとみなすギールケの多元主義的な秩序構想を継承している<sup>49)</sup>。

### (3) ジンツハイマーの労働法論とモーゲンソーの政治的紛争論

ここでは、ジンツハイマーの労働法論とモーゲンソーの国際秩序構想の共通点を検討する。労働法学者と国際政治学者の思想的関係を検討するというのは、一見したところ、突拍子もないことに思われるかもしれない。しかし、ヴァイマル共和国期のドイツという文脈においては、労働法学と政治学とのあいだに関連性を見出すことは、それほど意外なことではない。

47) Sinzheimer, *op. cit.* n. 44, p. 48. この本が書かれた1916年には、いまだ労働協約の不可変的効力は認められていなかった(参照:西谷『前掲書』(注8)231-233頁)。

48) *Ibid.*, pp. 44-45; 後藤『前掲書』(注13)182-185頁。

49) 西谷『前掲書』(注8)208-211頁。

ヴァイマル憲法体制下において、労使関係は、最重要の政治的問題であった。1918年11月3日のキール軍港における水兵反乱以降、各地に労兵評議会が成立する中で、急進派は、ソヴィエト型の社会主義革命を目指した。そのような急進派に対抗する形で成立したヴァイマル共和国において、労働者階級の支持をつなぎとめるために、矢継ぎ早に重要な労働法制が整備されてゆく。同年11月15日には、団結権の承認・労働協約による労働条件の決定・8時間労働などを規定する「中央労働共同体協定」が、有力な労働組合と使用者団体の合意によって成立した<sup>50)</sup>。また、12月23日には、労働協約の不可変的効力などを定めた労働協約令が制定される<sup>51)</sup>。そして翌年8月に制定されたヴァイマル憲法には、「労働力は、ライヒの特別の保護を受ける」(157条1項)、「労働条件および経済的条件を維持し促進するために団体を結成する自由は、何人に対しても、そしてすべての職業に対して、保障されている」(159条)、「現場労働者 Arbeiter および職員 Angestellte は、企業者と共同して、対等に、賃金および労働条件の規律、ならびに生産力の全体的・経済的發展に参与する権限を有する。双方の組織およびそれら組織間の協定は、これを承認する」(165条1項)というような、労働者の地位に関する特別の規定が含まれている。

「ワイマール体制の歴史的な性格からして、その体系において労働法がきわめて重要な地位を占めることとなったのは当然であったといえよう。第一次世界大戦以前には、いまだ独立の一分科としてさえ承認されていなかった労働法は、一挙に法体系の中心に押し上げられ、共和国の運命を左右しかねない、すぐれて政治的な意義を付与されたのである」<sup>52)</sup>。

政治的に重要な意義を持った労働法学が、政治に関心を持つ若い法律家を惹

50) この協定に至る協議は、革命前から行われていた。戦争終結後の復員問題や、敗戦に伴う労働運動の急進化の阻止のために、労働者と使用者の協力関係の構築が図られたのである。協定締結に至る過程については、栗原良子「ドイツ革命と『ドイツ工業中央労働共同体』(一)」『法学論叢(京都大学)』第91巻3号(1972年)24-54頁を参照。同論文53-54頁にはこの協定の翻訳が掲載されている。

51) 西谷『前掲書』(注8)278頁。

52) 同上。

きつけたのは自然なことであろう。ジンツハイマーの門下からは、ハンス・モーゲンソーの外にも、アメリカ合衆国にわたって政治学者となるフレンケル Paul Ernst Fraenkel (1898-1975) や、『ビヒモス—ナチズムの構造と実際』の著者として日本でもよく知られている<sup>53)</sup>ノイマン Franz Leopold Neumann (1900-1954) が育っている。ノイマンが、著名な国際法学者であったシュトルップ Karl Strupp (1886-1940) とジンツハイマーに師事して法律学を研究し、やがて、アメリカにわたって政治学者となったことは、モーゲンソーの経歴が決して特異ではないことを示す<sup>54)</sup>。モーゲンソーは、『国際行政法』<sup>55)</sup>の著者として知られる<sup>56)</sup>ノイマイヤー Karl Neumeyer (1869-1941)<sup>57)</sup>のもとで国際法の研究を開始し<sup>58)</sup>、シュトルップとジンツハイマーに師事して博士論文を書き上げたのち<sup>59)</sup>、アメリカにわたって国際政治学者となった。

では、モーゲンソーは、ジンツハイマーからどのような思想的な影響を受け

---

53) フランツ・ノイマン [岡本友孝・小野英祐・加藤栄一訳]『ビヒモス——ナチズムの構造と実際』(みすず書房, 1963年)。

54) 久保『前掲書』(注7), 189-209頁。

55) Karl Neumeyer, *Internationales Verwaltungsrecht*, 4 Bde., J. Schweitzer Verlag (Arthur Sellier)/ Verlag für Recht & Gesellschaft, 1910-1936.

56) 日本の国際法学界において、カール・ノイマイヤー(カルル・ノイマイエル)の名は、山本草二が「国際行政法の存立基盤」のなかで批判的に検討したことでよく知られている。参照:山本草二「国際行政法の存立基盤」『国際法外交雑誌』67巻5号(1969年)1-65頁。

57) 1869年、ミュンヘンのユダヤ教徒の家庭に生まれる。ミュンヘン・ベルリン・ジュネーブで法律学を学び、1901年、国際私法・国際刑法の歴史的基礎に関する研究で教授資格を取得。1901年にミュンヘン大学法学部私講師、1908年に員外教授、1926年に教授、1931年に学部長に就任。ナチス政権下で、1934年に退職に追い込まれる。図書館の利用とドイツ国内における出版が禁止されるなかで、1936年、『国際行政法』第4巻をスイスの出版社から公刊。子供たちは外国に亡命するが、自らはドイツに留まることを選ぶ。1941年7月、自宅の明け渡しと蔵書の競売が命じられた際、妻アンナとともに自殺した。参照: Helga Pfoertner, *Mit der Geschichte leben*, Bd. 2, Literareon im Herbert Utz Verlag, 2003, pp. 261-267; Christian Waldhoff, "Neumeyer, Karl", *Neue Deutsche Biographie*, Bd. 19, 1998, p. 172.

58) Frei, *op. cit.*, n. 5, p. 37.

59) *Ibid.*, pp. 38-39.



ているのだろうか。両者の学説を対照することで、それを推測してみよう。ジンツハイマーの労働法学説とモーゲンソーの国際秩序構想を比較したとき、共通する特徴として、① 社会に存在するさまざまな力との関係において法規則が果たす現実的機能を分析する法社会学への関心、② 社会変動に伴う法の変更への関心、③ 法変更を伴う紛争解決手続への関心が見出される。以下、順に検討する。

### ① 法社会学への関心

ジンツハイマーをはじめとする左派人脈との交際によって、モーゲンソーが法社会的な関心を強めるようになったことはすでに指摘されている。伝記的研究を行ったフライによれば、「[ジンツハイマーの下で働いていた]時期に、モーゲンソー自身の学問的関心は、純粋な国際法から法の社会学へ、つまり、厳密な法規範から、それら規範の土台となり動因となる社会的諸力へと、徐々に移行していった」<sup>60)</sup>という。ここでは、このフライの指摘を、法思想史の観点から掘り下げてみよう。

すでに見たように、ジンツハイマーは、自由な人格間の対等な合意として構成された労働契約が、人間生活の実態においては、支配・従属関係を設定するものであることを明らかにするために、「従属労働」という概念を唱えた。ジンツハイマーによれば、このような労働関係の把握は、近代的な「市民法 *das bürgerliche Recht*」に対するイデオロギー批判という消極的意義とともに、現実の社会的諸力の下で法規則が現実果たす機能を認識する法社会学的方法の遂行としての積極的意義を有する。

ジンツハイマーによれば、近代市民法は、自由で自律的な個人の意思を基礎として法を構成する。それゆえ、市民法は、人間を抽象的な個人としてのみ把握し、それぞれの個人の具体的な人間生活の実態を度外視する<sup>61)</sup>。それに対し、労働法は、人間をその生存の実態において把握する。すなわち、生産手段を所

60) *Ibid.*, p. 39.

61) Hugo Sinzheimer, "Das Problem des Menschen im Recht (1933)", herausgegeben von Otto Kahn-Freund und Thilo Ramm, *Arbeitsrecht und Rechtssoziologie: Gesammelte Aufsätze und Reden*, Bd. 2, Otto Brenner Stiftung, 1976, p. 56.

有しない現実の労働者が、従属的な社会関係の下に置かれた存在である以上、労働法は、抽象的な意味で自由な人間としてではなく、現実において従属している人間として、彼らを認識するのである<sup>62)</sup>。

「労働法の任務は、……市民法の任務とは異なる。市民法は、すべての人間にとって同一であるところの人間の本質を頼みとして、人間の現実を無視する。労働法は、人間の本質を離れて、まさに人間の現実のなかに、それ自身を作り上げる基礎を見出す」<sup>63)</sup>。

「市民法は、その存在形式において、自由を本質とする人間を前提とする。労働法の存在秩序においては、人間は、従属的人間とみなされる」<sup>64)</sup>。

ジンツハイマーは、所有権や契約などの法制度を、抽象的な規範群として理解するのではなく、具体的な社会的諸力の活動の中における現実的な機能として把握することの必要性を説く。発達した資本主義社会において、生産手段の所有こそが、最も社会的に意味のある所有である<sup>65)</sup>。生産手段を所有する者は、それを所有しない者を生産過程の中に労働力として吸引し、そして、組織化された生産過程において労働力を支配管理する権力を手にする<sup>66)</sup>。すなわち、所有権は、労働契約を介して、人間の人間に対する支配権を作り出すものとして機能するのである。

このような、法制度の社会的機能を認識しようとする自己の立場を、ジンツハイマーは、オーストリアの社会主義者カール・レンナー Karl Renner (1870-1950) の法社会学を継承するものとみなしている<sup>67)</sup>。レンナーは、その1904年の論文「法制度の社会的機能」<sup>68)</sup>において、具体的な社会関係のなかで

---

62) *Ibid.*, pp. 58-59.

63) *Ibid.*, p. 59.

64) *Ibid.*, p. 60.

65) Hugo Sinzheimer, *op. cit.* n. 15, pp. 22-23 [邦訳30頁].

66) *Ibid.*, pp. 23-27.

67) *Ibid.*, p. 22, n. 2.

68) Josef Karner (Karl Renner), "Die soziale Funktion der Rechtsinstitute", herausgegeben von Max Adler und Rudolf Hilerding, *Marx-Studien*, 1.Band, 1971, ↗

法制度がいかなる機能を果たすのかを分析すること、そして、かかる法制度の社会的機能を社会関係の変動と関連づけて動的に把握することを試みている。この論文で具体的に検討されているのは所有権である。所有権というひとつの法制度が、手工業的生産から資本主義的生産へと生産関係が変動することに伴って、まったく異なる機能を果たすようになる、という<sup>69)</sup>。

レンナーからジンツハイマーに引き継がれた方法的関心、すなわち、社会的諸力の実態の中で法制度の実際の役割を分析し、社会的諸関係の変動との関連において法制度の社会的機能を動的に把握しようとする法社会学的関心は、モーゲンソーの方法、とりわけ国際法学者として活動していたころの彼の学的方法に通じている。彼の政治的紛争論が、紛争解決における現行法の役割を、現実の国家間の勢力関係の変動と関連づけて把握しようとするものであったことは、前に述べたとおりである<sup>70)</sup>。そして、1940年までに公表された彼の国際法に関するいくつかの論文にも、国際法の「社会的機能」に迫ろうとする志向が見出される。その志向が最も明確に表現されているのは、「実証主義・機能主義・国際法」(1940年)であろう<sup>71)</sup>。

この論文において、モーゲンソーは、支配的学説としての「実証主義」を批

---

↘ unveränderter Neudruck der Ausgabe Wien 1904, pp. 63-192. (カルネル [後藤清訳] 『法律制度 (特に所有権) の社会的機能』 叢文閣, 1928年)。Josef Karner は、レンナーの筆名の一つである。この論文については、我妻栄による詳細な紹介がなされている (我妻栄「資本主義的生産組織に於ける所有権の作用——資本主義と私法の研究への一寄与としてカルネルの所論 (一)~(三完)」『法学協会雑誌』第45巻 (1927年) 3号1-41頁, 4号57-92頁, 5号105-138頁)。ただし、我妻は、「現代の経済組織たる資本主義的経済組織が成立するに当って、法律が如何なる変遷をなし、如何なる作用を営んだかを攻究する」(同論文 (一) 11頁) という観点からレンナー (カルネル) の所論を紹介している。言い換えれば、我妻は、下部構造 (生産関係) によって上部構造 (法制度) がいかに規定されるか、というマルクス主義的問題とは明確に距離を置き、その点でレンナーと一線を画すことを強調している (同論文 (一) 7-10頁)。

69) Josef Karner (Karl Renner), *op. cit.* n. 68, pp. 166-167.

70) 本稿2. (1) (『関西大学法学論集』第66巻1号)。

71) Hans Morgenthau, "Positivism, Functionalism, and International Law", *American Journal of International Law*, vol. 34 (1940), pp. 260-284.

判し、より現実的な国際法学の方法として「機能主義 functionalism」を提唱する。ここで批判される実証主義とは、倫理などの非法律的規範が法学に混入することを拒絶し、国家によって制定された実定法諸規範を論理的に一貫した解釈体系として構成することを志向する学問的潮流のことを指す<sup>72)</sup>。実定法諸規範を自己完結的 self-sufficient な解釈体系として構成することを目指す実証主義の試みはすでに破綻している、というのが、モーゲンソーの見立てである<sup>73)</sup>。なにより、そのような方法によっては、国際法規範が現実機能するところの「社会学的文脈」を学問的に把握することができず、したがって、規範の現実的な意義と役割を正当に認識することができない。

政治的・経済的・社会的な力や利益などの「社会学的な」(すなわち非法律学的な)文脈を把握することの必要性は、法社会学派に属することを自任する<sup>74)</sup>モーゲンソーにとっては自明のものと考えられている。

「[国際法の諸規則は、] 経済的利益・社会的緊張・権力への渴望という社会学的文脈の中で検討されなければならない。それこそが、国際的な舞台における原動力であり、国際法による規制の対象となる素材をなすところの、現実的な状況を生じせしめるものであるのだから」<sup>75)</sup>。

また、モーゲンソーによれば、とりわけ国際関係において、法規とその社会学的文脈とは特別のつながりを持つ。国際関係において、政治情勢がそれぞれ特殊

---

72) *Ibid.*, pp. 261-262. なお、今日の国際法学においては、実証主義の「意思主義」の特徴が過度に強調され、実定法諸規範の自己完結的・体系的解釈という特徴がしばしば見過ごされるため、ここでモーゲンソーが論じている「実証主義」の理解が共有されているわけではない。その点につき、参照：西平等「実証主義者ラウターバクト——国際法学説における実証主義の適切な理解のために」坂元茂樹編『国際法の最前線』(有信堂, 2009年) 71-75頁。

73) Morgenthau, *ibid.*, pp. 262-263, pp. 267-273.

74) モーゲンソーは、国際法における「法社会学派 legal sociologist」として、フーバー Max Huber やシントラー Dietrich Schindler と共に自らの名を挙げている(*ibid.*, p. 264, note 12)。フーバーについては、西平等「動態的国際法秩序への解釈論的視座(1)『関西大学法学論集』第65巻3号(2015年)2.を、シントラーについては、本稿2.(2)『関西大学法学論集』第65巻6号)を参照。

75) Morgenthau, *op. cit.*, n. 71, p. 269.

的・一回的なものであるゆえ、国際法規範は、それぞれに固有の特殊な文脈において成立しているといえることができる<sup>76)</sup>。そして、その固有の文脈が変動を被るなら、同じ国際法規が、まったく異なった機能を果たすようになる、という<sup>77)</sup>。規範命題の体系化に専心する実証主義は、このような国際法規とそれに固有の社会的・政治的文脈との関係を、研究の対象として取り上げてこなかった。

「国際法の実証主義学説は、国際法規則とその社会学的文脈とのあいだの、この特殊な関係を完全に無視してきた。実証主義は、形式的かつ概念的解釈という高度に洗練された実証主義的方法を、図式的に、国際法の領域に移植したのである」<sup>78)</sup>。

国際法規範とその社会学的文脈との関係の把握を通じて、国際法規範の実際的な内容と作用を理解することを目指す学問的方法として、モーゲンソーは、「機能主義国際法理論」<sup>79)</sup>を提唱する。この理論は、社会的諸力と国際法とのあいだに機能的関係があることを認め、社会的諸力の変動と法変動の関係を探求する<sup>80)</sup>。これは、機能主義的国际法学が、国際的な勢力変動に伴う国際法の変更という問題、さらには、勢力変動に伴う法変更を求める新興勢力と、法の status quo の維持を求める旧勢力との対立という問題を、その学問的課題とし

76) 「国際的な場面における政治的状況は、繰り返されることがないと考えられる。というのも、政治状況を構成する要素が多様なので、限りない数の組み合わせが作られるからである。したがって、厳密に個別化された法規則のみがそこに相応する」( *ibid.*, p. 271)。

77) *Ibid.*, pp. 271-272.

78) *Ibid.*, p. 272.

79) ここで、モーゲンソーは、社会における法規範の現実的機能を探るという点において「現実主義」とも呼ぶような自己の国際法理論について、あえて「現実主義的 realist」という呼称を避け、「機能主義」という概念を採用している。彼によれば、「法規則の実際的な内容と作用を規定する心理的・社会的・政治的・経済的諸力を探求」する法学理論は、「それら諸力と法規則との間の統一的な機能的関係を定式化すること」を目指しているゆえに、「現実主義的法学 realist jurisprudence」よりもむしろ、「機能主義法学 functional jurisprudence」と呼ばれるべきだという( *ibid.*, pp. 273-274)。

80) *Ibid.*, p. 275.

で引き受けることを意味する<sup>81)</sup>。もちろん、このような対立は、若きモーゲンソーが、かつて『国際司法：その本質と限界』(1929年)においてとり組んだ問題であり<sup>82)</sup>、かつ、やがて『国際政治』(1948年)によって国際政治学者として成功することとなる壮年期のモーゲンソーが、権力闘争の基本的対抗軸とみなすものである<sup>83)</sup>。

法規範が特定の社会学的文脈と結びついて機能しているとすれば、その文脈が根本的に変動したとき、法規範の社会的機能は、まったく異なったものとなるか<sup>84)</sup>、あるいは、そもそも機能そのものが失われる<sup>85)</sup>。文脈の変動に伴う国際法規範の機能変化に関する事例研究として、モーゲンソーは「欧州における中立の復活」(1939年)<sup>86)</sup>を著している。この論文では、諸国家の政治的利害関

---

81) *Ibid.*, pp. 275-276.

82) モーゲンソー自身が、該当箇所の注において、『国際司法：その本質と限界』の参照を指示している(*ibid.*, p. 276, note 47)。また、本稿2.(1)〔関西大学法学論集〕第66巻1号)を参照。

83) 西平等「古典的国際法学との対照における国際政治学的思考の特質」『関西大学法学論集〕第65巻2号(2015年)21-22頁。

84) *Ibid.*, p. 271.

85) 「実証主義・機能主義・国際法」において、モーゲンソーは、社会学的文脈の変動によって法の機能が停止することを、法の「妥当性 validity」の喪失として説明している。法が妥当するのは、それが現実社会において作用を引き起こす場合に限られる。すなわち、「その違反につづいて、望ましくない反応(すなわち違反者に対する制裁)が生じる見込みがある場合」に規範は妥当している。逆に、そのような制裁が現実に行われる見込みがなくなったとき、規範は妥当を失う、という(*Ibid.*, p. 276)。このようなモーゲンソーの理論は、法理論としては異色である。存在 Sein と当為 Sollen を峻別する思考によるなら、Sollen としての規範の妥当と、Sein としての現実的作用は混同されてはならないからである(Kelsen, *Reine Rechtslehre*, Franz Deuticke, 1934, pp. 72-73)。それゆえ、実証主義的国際法学において、実定法は、それが法源としての形式(国際法については、条約や国際慣習法という形式)を備えていれば妥当しているとみなされる。すなわち、現実に遵守や制裁を引き起こすかどうかは、妥当性の主たる基準とは考えられない。モーゲンソーは、そのような実証主義的な妥当理論に対抗して、現実に制裁という作用を引き起こすか否かと意味での実効性を基準とする妥当理論を提唱しているのである。

86) Hans Morgenthau, "Resurrection of Neutrality in Europe", *The American Political Science Review*, vol. 33, no. 3 (1939), pp. 473-486.

係の変動により、集団安全保障に関する連盟規約の諸条項の果たす機能が変化してきたことが、中立政策の復活と関連づけて分析されている。あるいは、別の論文では、逆に、社会的諸力の関係が変わらないゆえに、新しい国際法の制定が、必ずしも現実的な法関係に変更をもたらさない、という現象について、ロカルノ条約を事例として分析している<sup>87)</sup>。

## ② 社会変動に伴う法変更への関心

日々変動する社会的諸力との関係において法規範の機能を把握しようとするならば、当然、それら諸力からなる社会的現実が変動した場合に、法はそれに対応していかに変更されるのか、という問いが生じる。モーゲンソーの政治的紛争論は、この問いに関する一つの考察と言ってよい。すでに繰り返し述べてきたように、安定性を重視する法の静態的な性質により、変動する国家間の勢力関係と、国際法の現状 (status quo) とのあいだに乖離が生じ、それが、生成しつつある勢力関係に即した法の変更を求める新興勢力と、status quo を維持しようとする旧勢力とのあいだに緊張をもたらす。その緊張と結びついた紛争が、政治的紛争である。すなわち、政治的紛争論は、社会的諸力の変動と法の変更とのあいだの関係を分析するものと言える。

カール・レンナーの『法制度の社会的機能』においては、社会変動に伴う法の変更という問題が扱われていないが、それは、レンナーが、研究の射程をあえて限定したからにほかならない。同書の序章において、レンナーは、① 一つの法制度が、法規範それ自体としては変更されないままに、社会的・経済的諸関係の変動に伴って、その機能において変更されることはあるか、という問いと、② 社会的・経済的諸関係の変動は、いかなる仕方で、法規範それ自体の変更を生じせしめるか、という問いを立て、研究の対象を①に限ることを明言している<sup>88)</sup>。

それに対し、ジンツハイマーの労働協約論においては、社会変動と法変更の

87) Hans Morgenthau, "Theorie des sanctions internationales", *Revue de droit international et de législation comparée*, vol. 16 (1935), p. 833.

88) Karner (Renner), *op. cit.* n. 68, pp. 66-67.

関係が論じられる。というより、彼の労働協約論そのものが、社会変動に伴っていかに法が変更されるべきか、という問いに対する答えなのである。

社会の実態と法規範との関係を学問的に探究しようとするジンツハイマーは、社会の変動によって、社会と法規範とのあいだに乖離が生じ、そのことが、法の変更をめぐる対立を呼び起こすことを明確に意識している。ジンツハイマーによれば、「社会的技術 soziale Technik」としての国家法は、社会の発展を受け入れてゆくことで、そこに法律としての一般的な妥当性を与え、国民の社会発展の統一性を確保してゆくものなのだが、法の静態的性質のために、法と社会の「矛盾」が生じてしまうこともある<sup>89)</sup>。その矛盾が、旧来の支配的勢力と新興勢力とのあいだの、法をめぐる争いの原因となる。

「国家法が、つねに社会の発展について行けるわけではない。社会が多種多様な仕方に変化してゆくのにに対し、国家法は、型にはまっていて融通がきかない。社会発展が急速であればそれだけ、この矛盾は強く感じられる。そうすると、法という形式において、過去の社会勢力 gesellschaftliche Mächte が、現在の社会勢力に対して闘争をおこなう」<sup>90)</sup>

このような社会と法の矛盾を解消するために、議会による立法、あるいは、裁判官による裁量、行政府による命令に頼ることはいずれも適切ではない、とジンツハイマーは考える。多種多様な社会変動に対してすべて法律によって対応しようとするれば、法規の過剰な煩雑化を招く<sup>91)</sup>。また、すくなくとも現行の法学専門教育を受けた職業裁判官は、社会全体を見渡して多様な利害を適切に考量する能力を持たない<sup>92)</sup>。さらに、法規命令によって対応しようとするれば、官僚支配の強化や議会権限との抵触という問題を引き起こさざるを得ない<sup>93)</sup>。

---

89) Sinzheimer, *op. cit.* n. 44, p. 182.

90) *Ibid.*

91) *Ibid.*, p. 182.

92) そのような任務を裁判官が果たすためには、法学教育および裁判所制度を改革する必要があるという (*ibid.*, pp. 183-184)。

93) *Ibid.*, pp. 184-186.



法と社会の矛盾を解決するために、ジンツハイマーは、「法における社会的自己決定の理念 (die Idee der sozialen Selbstbestimmung im Recht)」を提唱する。すなわち、「自由に組織された社会的諸力が、直接かつ計画的に客観法を定立し、それを自律的に運用する」というのである。自発的に組織された労働者団体と使用者団体の交渉と合意によって定立され、運用される労働協約とは、まさしくそのような社会的自己決定の理念に基づいている<sup>94)</sup>。国家は、当事者団体の社会的自己決定による法定立を尊重し、労働協約に、単なる私的当事者間の法律行為としての効力ではなく、労働関係秩序において当事者団体によって定立された客観法としての効力を承認する<sup>95)</sup>。

労働協約は、ストライキやロックアウトなどの実力を行使しうる社会的力を有する二つの集団のあいだの交渉と合意によって締結される。それゆえ、それは、労働者団体と使用者団体とのあいだの勢力関係を反映せざるをえない。その労働協約を通じて、社会的勢力関係の変動に柔軟に対応する法の変更を平和的に達成することが、ジンツハイマーの労働法秩序構想の中心なのである<sup>96)</sup>。

### ③ 法変更を伴う紛争解決手続への関心

社会的自己決定の理念を掲げるジンツハイマーにとって、法の変更をめぐる異なる勢力間に生じた紛争は、当該勢力を代表する団体のあいだの合意により新たな法が定立されることによって、解消されるべきである。しかし、当事者間の交渉のみによって、そのような合意に到達できない場合がある。その際、紛争を裁判所において、現行法の適用によって解決するのは望ましくない。争われているのが、権利侵害や義務違反ではなく、望ましい権利・義務関係の設定である以上、現行の権利・義務関係に基づいて、その紛争を解決することはできないからである。したがって、ジンツハイマーは、労使間の合意が到達できない場合の紛争解決手続として、調停 Schlichtung<sup>97)</sup> を重視する。調停機関

94) *Ibid.*, p. 186.

95) 西谷『前掲書』(注8) 242-244頁。

96) Sinzheimer, *op. cit.* n. 61, pp. 65-66. 西谷敏『前掲書』(注8) 392-394頁。

97) 労働法学においては「調整」と訳されるが、ここでは国際法学上の概念との共通性を見やすくするために「調停」と訳す。

は、当事者集団間の協約の締結を支援することを任務とし、当事者の合意を成立させるように努めなければならない<sup>98)</sup>。調停は、集団間の合意を通じた法の定立・変更によって紛争を解決することを目指すものであるから、当然、法の適用によって紛争を解決する裁判とは、その性質を異にしている。

「調停することと判決を下すことは異なる。調停は権利侵害を前提としない。それは、現行法を適用するのではなく、新しい法を作り出す」<sup>99)</sup>

ヴァイマル共和国の労使紛争解決手続において、調停機関の尽力によってもなお労使が合意に達しない場合、仲裁法廷が裁定 *Schiedsspruch* を下す。「両当事者の利益を正しく考量したうえで、その規則が公正に適い、経済的・社会的理由からその実施が要請される場合」には、その裁定は、拘束力を持つものとして宣言される<sup>100)</sup>。ジンツハイマーは、労働協約の成立について国家利益が存することを理由に、この強制仲裁制度を支持した<sup>101)</sup>。すなわち、現行法の解釈・適用によってではなく、社会的観点から適切と考えられる形での法変更・法創出によって、第三者的機関が紛争を拘束的に解決する仕組みの必要性を、ジンツハイマーは訴えていたのである。

このような法の変更を伴う手続によって紛争を解決することの必要性は、モーゲンソーの主張するところでもある。そもそも、国際裁判の限界を論じるモーゲンソーの政治的紛争論が主張されたのは、包括的な平和的紛争解決の仕組みを構築しようとする戦間期の平和構想という文脈の下であった。すなわち、それは、現行法の適用によってではなく、法の変更によって国家間の緊張を緩和させようする手続の必要性を主張するものなのである<sup>102)</sup>。

すでにみたように、労使紛争において調停手続が優先されるという事実は、

---

98) Sinzheimer, *op. cit.* n. 15, p. 299, p. 302 [邦訳299頁, 301頁].

99) *Ibid.*, p. 300 [邦訳299頁].

100) 1923年10月30日の調整令 (Verordnung über das Schlichtungswesen) 第6条。  
同令については、西谷敏『前掲書』(注8) 366-370頁を参照。

101) 同上410-413頁。

102) 本稿 1.(2) (『関西大学法学論集』第65巻6号) 74-75頁。

当時の国際法学とつても重要な意義を有していた。平和的紛争解決手続における裁判の役割を限定的に捉えようとする国際法学者たちは、司法制度・強制執行制度の完備された国内法秩序においてさえ、集団的紛争について司法的な解決が回避されることを強調し、それを、国際的な平面における調停的手続の必要性の根拠とした。法変更をめぐる動態的紛争は、現行法の変更をも視野に入れた手続によってのみ、解決しうるといっているのである<sup>103)</sup>。

モーゲンソーもまた、そのような包括的紛争解決手続の整備を目的とする国際裁判批判に即して研究を遂行していたことは、『国際司法：その本質と限界』の末尾を読めばわかる。そこには、現行法の適用による裁判的紛争解決に拘泥するのではなく、法の平和的変更をも伴う包括的な「司法 Rechtspflege」制度を整備することによって、平和で安定的な国際法秩序を作り出すべきだというモーゲンソーの展望が、やや回りくどい表現で、記されている。

「大部分において静態的で、status quo の維持に奉仕する国際法の諸規範を、発展およびその発展から生じるところの諸国家の勢力関係に法的表現を与える諸規範によって補完し、緊張を除去する……という方向に進むことを、理論の諸原理は妨げるわけではない」<sup>104)</sup>。

「国際法が、その新しい形態において、今日のように、いかなる変更も防止するという実行不可能な任務を自らに課すのではなく、暴力的・超法的手段による変更を防止することのみを目指すなら、そのとき初めて、司法諸機関 Rechtspflegeorgane のみによって平和を保障する機能が果たされるための基盤が生じる」<sup>105)</sup>。

国際的な勢力関係の変動に適切な表現を与えるような法制度を案出し、それによって元来静態的である国際法に動態的性格をもたせることができるなら、勢力関係と法の乖離を適切に調整し、政治的紛争にも実効的な解決を与えうる

103) 本稿 2.(2) (『関西大学法学論集』第66巻 1号) 参照。

104) Hans Morgenthau, *Die internationale Rechtspflege, ihr Wesen und ihre Grenzen*, Robert Noske, 1929, p. 150.

105) *Ibid.*

ような包括的紛争解決の仕組みを作り出すことができる、とモーゲンソーは考えていた。

その際、国内法秩序における動態的紛争解決の仕組みとしての労使紛争解決の手續が、一つのモデル(またはアナロジー)として想定されているようである。モーゲンソーは、動態的紛争についても合理的な観点から調整と判断を行うような国際紛争解決手續の必要性を説く文脈において、国内法秩序においてさえ平和維持のために調停制度が用いられることを指摘している。

「国内法秩序でさえ、裁判組織のみによってではなく、なによりも、少なくとも相対的に正当で、すべての者に等しく妥当する諸規範に基づいて、市民間の紛争を調停することによって、平和を守るのである」<sup>106)</sup>

このようなモーゲンソーの叙述は、ジンツハイマーとの関係を考え併せるなら、労使紛争に関する調停を念頭に置くものと理解するのが適当だろう。

#### (4) 個人史的文脈の位置

以上において、ジンツハイマーの労働法思想との共通性に焦点を当てて、連盟期モーゲンソーの国際秩序構想と左派の法思想の関係を検討してきた。両者には、① 社会的諸力との関係における法の現実的な機能に着目して、従来の法律学による抽象的法把握を批判する点、② 社会において勢力関係が変動することによって社会的実態と法とのあいだに乖離・矛盾が生じ、そこから法の変更に関わる対立が生まれると考える点、③ 法の変更を求める新興勢力と、法の status quo を維持しようとする旧勢力との対立を解決するためには、現行法の適用による解決手續(裁判)ではなく、法の変更による解決を与えることのできる手續が必要だと考えている点において、明白な共通性が見出される。

ジンツハイマーとの強い個人的つながりを考慮するなら、このような共通性は、偶然の産物ではなく、ジンツハイマーの影響の下でモーゲンソーの国際秩序構想が形成されたことを示していると理解すべきだろう。そして、戦間期の

---

106) *Ibid.*

モーゲンソーが重視した status quo の維持と変更をめぐる対立が、のちに『国際政治』において論じられる権力闘争論の中核を占めるということを考え合わせれば、モーゲンソーの国際政治学的思考の形成において、ジンツハイマーらを介して、左派的思考が影響を与えたといつてよい。

ただし、そのような理解には留保が必要である。第一に、ジンツハイマーとの個人的なつながりを通じて、モーゲンソーによって、左派的思考が戦間期の国際秩序論に持ち込まれた、と考えるのは適切ではない。法の変更をめぐる集団間において争われる「動的紛争」という点に着目して、労使紛争と国際紛争とを類比的に把握することは、戦間期の国際秩序思想において、何ら珍しいことではなかった。すでにみたように、モーゲンソーの政治的紛争論に先立って、シントラーやブライアリが、労使紛争のアナロジーを援用して、国際裁判の限界と法の変更を伴う紛争解決手続の必要性を主張している<sup>107)</sup>。

第二に、法の変更を求める新興勢力と status quo の維持を求める旧勢力とのあいだの対立という考え方は、すでに19世紀後半から20世紀初めに、観念論的傾向を持つ法理論家によって国際秩序思想に持ち込まれている。別稿において検討したように、19世紀ドイツの法哲学者アドルフ・ラッソンは、1871年の著作（『国際法の原理と将来』）において、条約体制が国家間の勢力関係を表現していると考えたうえで、勢力関係の変動によって、それに対応する条約の変更を求める新興勢力と、status quo の維持に利益を見出す旧勢力とのあいだに對立が生じる、という見方を示している<sup>108)</sup>。また、20世紀ドイツの公法学者エリヒ・カウフマンは、その著作『国際法の本質と事情変更原則』（1911年）において、締結時に存在した勢力状況・利益状況の変動によって条約の本質的な規定が締約国の自己保存権と両立しなくなった場合には、事情変更原則により、条約の拘束力が否定されると主張している<sup>109)</sup>。このような主張は、勢力

107) 本稿2.(2)（『関西大学法学論集』第66巻1号）。

108) 西平等「国際秩序の動的把握——アドルフ・ラッソンの国際法批判論」『関西大学法学論集』第65巻2号（2015年）74-75頁。

109) 西平等「動的国際法秩序への解釈論的視座(2)——カウフマンによる事情変更原則の分析」『関西大学法学論集』第65巻4号（2015年）68-69頁。

関係の変動によって、法と勢力関係とのあいだに乖離が生じた場合に、法の適用ではなく、法の変更(現行法の不適用)によって解決がなされるべきことを説くものである<sup>110)</sup>。

すなわち、動態的紛争論や労使紛争のアナロジーが国際秩序論に持ち込まれた複数の経路のうちの一つに過ぎないという点を留保したうえで、モーゲンソーに対してジンツハイマーが与えた影響が理解されなければならない。

## 結 論

本稿では、連盟期の思想的文脈におけるモーゲンソーの国際秩序構想の意義、とりわけその政治的紛争論の意義を理解するために多様な視点からの検討を行ってきた。彼の最初の著作『国際司法：その本質と限界』(1929年)のテーマは、「政治的紛争」論である。そして、政治的紛争とは、国際紛争解決手続という観点から見た国際紛争の性質のひとつである。それゆえ、この著作の意義を理解するためには、1920年代において、なぜ紛争解決手続という観点から紛争の性質が論じられたのか、ということを理解しなければならない。

「法律的紛争」・「非法律的紛争」・「政治的紛争」などの紛争の性質区別(種別)は、連盟期において、盛んに論じられた問題であった。その理由は、当時の平和構想の特質に求められる。連盟規約からジュネーヴ議定書(1924年)、ロカルノ諸条約(1925年)において実現が目指された平和構想は、包括的な平和的紛争解決手続の構築を中核とするものであった。すなわち、すべての紛争を、適切な紛争解決手続に割り振り、それぞれに適切な解決を与えることによって、平和を維持することを目指す構想である。包括的な紛争解決手続が実効的に機能するためには、それぞれの紛争の性質を検討し、その性質に適切に対応する手続に付託することが求められる。したがって、紛争の種別論には、当時の平和構想において、きわめて重要な意義が認められていた(1.(1)(2)参照)。

裁判への付託によって解決されるべき「法律的紛争」と、それ以外の「非法

---

110) 西「前掲論文(3)」『関西大学法学論集』第65巻5号(2016年)190-191頁。ほかの論者については、本稿2.(2)、『関西大学法学論集』第66巻1号)29-30頁を参照。

律的紛争」の性質区別に関し、連盟期の通説的見解は、「主観的基準」を採用する。すなわち、紛争当事国が、それぞれの主張を国際法に根拠づけているか否かによって、法律的紛争と非法律的紛争を区別するのである。この立場において、非法律的紛争は、しばしば、当事国が、法に根拠づけられない利益の実現を、法の変更によって実現することを求める紛争として理解される。その場合、非法律的紛争を、法の変更をめぐる動態的紛争とみなすこととなる（1.(2)参照）。

モーゲンソーの政治的紛争論も、動態的紛争という観点から紛争の性質区別を行う点において、当時の通説的種別論の一つのヴァリエーションと位置づけることができる。ただし、彼は、「紛争」と「緊張」という、フロイトの精神分析から着想を得た概念を用いることで、主観的基準説とはまったく異なる構成の理論を組み上げている。〈非法律的紛争は、紛争当事国がその主張に法に根拠づけていないゆえに、法の適用によって解決されるべきではない〉という主観的基準説の議論は、モーゲンソーの容れるところではない。

モーゲンソーによれば、国際関係において顕在化する「紛争」において、当事者の主張は、つねに合理的に定式化されている。そのような合理的な主張の対立は、現行法規そのものの適用によって解決できない場合であっても、現行法から導かれる原理や価値基準（「一般的に適用可能な規範」）を用いて解決することができる。したがって、すべての紛争について、現行法の体系的解釈を通じて解決を与えることは可能である（この点は、ラウターパクトの国際法論と一致する（3.参照））。ところが、国家間に強度の対立をもたらすのは、そのような、合理的に定式化された主張の相違そのものではない。勢力関係の変動を通じて、新しい勢力に対応する法状態を実現しようとする新興勢力と、法状態の status quo を維持しようとする旧勢力とのあいだに「緊張」が生じ、それが、強度の対立を生む。この緊張は、非合理的な権力欲求に基づくものであるから、合理的に構成された規範によって解決することはできない。この「緊張」が結びつくことによって強度の対立を伴うこととなった「紛争」が、モーゲンソーの言う「政治的紛争」である。「政治的紛争」も、「紛争」である以上、現行法の体系的解釈によってそれに解決を与えることができるが、そうしたと

ところで、「政治的紛争」に強度を与えているところの「緊張」を解消することはできない。それどころか、現行法に基づいて「紛争」を解決することによって、かえって、その背景にある「緊張」を先鋭化し、対立を激化させてしまうかもしれない。それゆえ、政治的紛争は、裁判によって解決されるべきではない(2.(1)参照)。

「緊張」が非合理的であるのは、「緊張」を引き起こす「権力欲求」が非合理的だからである。そして、このような非合理的な「権力欲求」を国家行動の根源的動因とみなすところにも、モーゲンソーの構想の独自性がある。ヴァッテルのような古典的な国際法論から、ラッソンやカウフマンのような国際法懐疑論に至るまで、近代的な国際秩序構想においては、自己保存欲求が国家行動の根源的動因と考えられてきた。ところが、モーゲンソーは、自己保存欲求を中核とする自己利益欲求から明確に区別されるところの「権力欲求」が、国家行動を規定していると考えた。自己保存欲求が、客観的限界を伴う合理的な側面を有するのに対し、権力欲求は極めて非合理的である。人は、自己の生存が確保されてもなお権力を渴望し、また、自己の生命を危険にさらしてもなお権力を示そうとする。近代の秩序思想が、自己保存欲求を、否定しがたい最小限の前提とみなし、それを出発点として合理的に秩序を構成したのに対し、モーゲンソーは、そのような最小限の前提を不確かなものとすることで、合理主義的な秩序構成を揺るがしたのである(4.(3)参照)。

法の背後にある勢力関係への関心、あるいは、勢力関係の変動によって生じる勢力関係と法との乖離、およびその乖離に起因する勢力間の対立への関心という、モーゲンソーの国際秩序構想の特徴は、労働法学や法社会学において示される左派の法理論的関心と明白に共通している。モーゲンソーの理論そのものが、労働法学者ジンツハイマーを介して、左派思想の影響下に形成されたという側面もある。戦間期のモーゲンソーの国際法論は、社会的諸力との関係において作用する法の実的な機能に注目した左派法思想の理論的関心と共鳴しつつ、抽象的な法規範の論理的・体系的解釈に専心する実証主義的国際法学の刷新を目指したものと言えるだろう(5.(3)参照)。



政治的紛争論をはじめとする戦間期モーゲンソーの国際秩序論は、従来の法学・国際法学に対する根源的な批判を含んでいるが、それは、あくまでも法学・国際法学の枠内で遂行されている批判であることを見誤ってはならない。彼は、国際法学を否定しようとしたのではなく、それを、より現実的なものとして刷新しようとしたのだ。国際法が現実には平和の維持に貢献するためには、現実の社会的文脈における国際法の役割と機能を認識しなければならない。法と社会的諸力との関係を認識し、そのことによって、法の適用によって解決され得ない紛争の存在が明らかになるから、当然、国際法学は、そのような紛争の解決に相応しい手続を作り出すべく努力すべきだということとなるだろう。

モーゲンソーの政治的紛争論は、平和的紛争解決手続の限界を示してそれを批判することを志向しているのではなく、裁判の限界を示すことで、真に包括的な平和的紛争解決手続を構築することを志向している。そして、このような志向は、モーゲンソーの孤立した願望ではなく、当時の批判的国際法学に広く共有された関心なのである。国際裁判の限界を説いた当時の紛争種別論の主流は、裁判と裁判以外のさまざまな手続を組み合わせ、包括的な紛争解決手続を作り出すことを目指していた(1.(2)・2.(2)参照)。

最後に、若きモーゲンソーの国際法観を明確に示している記事を紹介して、稿を締めくくるところとしよう。『国際司法：その本質と限界』の出版と同じ1929年、彼は、「ドイツの国際法政策の創出者としてのシュトレゼマン」<sup>111)</sup>という短い評論を公表している。これは、1923年からドイツ外務大臣をつとめ、国際協調を重視する「シュトレゼマン外交」を推進した政治家 Gustav Stresemann (1878-1929) に関する追悼文であるが、シュトレゼマンの政治思想や外交についての客観的分析というより、モーゲンソー自身が理想とする外交のあり方を示す点において意義がある。この評論の中で、モーゲンソーは、あるべき外交の姿やそこにおける国際法の役割を、シュトレゼマンの演説や事績に託す形で、きわめて率直に語っている。

111) "Stresemann als Schöpfer der deutschen Völkerrechtspolitik", *Die Justiz*, Jg. 5, H. 3 (1929), pp. 169-176.

この評論の表題に掲げられている「国際法政策 Völkerrechtspolitik」という概念は、〈国際法に関する政策〉ではなく、〈国際法に依拠する対外政策〉を意味する。すなわち、力に依拠する対外政策である「権力政策 Machtpolitik」と対照される意味での「国際法政策」ということである。第1次世界大戦後の外交において、強力な軍事力を持たないドイツは、その対外政策目的を実現するために国際法に依拠せざるを得ない<sup>112)</sup>。そのような状況の中で、自覚的に「国際法政策」を推進した政治家として、モーゲンソーはシュトレゼマンを高く評価している。

モーゲンソーによれば、シュトレゼマンの「国際法政策」とは、便宜的に国際法を援用して対外政策の正当化を図る、という機会主義的な政策ではなく、「対外政策の手段として国際法および国際法制度の機能を原則的に肯定する」という原理に基づく政策である<sup>113)</sup>。シュトレゼマンは、ヨーロッパが生きるためには、平和が必要であり、平和が維持されるためには国際法に依らなければならない、との信念を持っていたという。

「[シュトレゼマン]は、ヨーロッパが一つの生きた統一体であると考えていた。……文化的・政治的意味におけるヨーロッパの存立が、ヨーロッパ諸国のあいだの平和の維持にかかっていること、この平和が、資本主義の時代に戦争と平和を現実を決するところの経済大国間の相互了解を前提としていること、そして、平和が、国際法という技術的手段を用いてのみ維持されうることを、彼は、洞察していた。というより、そう信じていた」<sup>114)</sup>。

ただし、シュトレゼマンは、国際法規範を定立すれば、それで政治的現実を変えられると考えていたわけではない、とモーゲンソーは言う<sup>115)</sup>。国際法規範そのものに現実を変える力があるという考え方は、国際法規範を現実の勢力関係の表現と考えるモーゲンソーにとっては、根本的に誤ったものである。

---

112) *Ibid.*, p. 170.

113) *Ibid.*, p. 169.

114) *Ibid.*, p. 173.

115) *Ibid.*, p. 172.

それゆえ、定立された理想主義的な国際法規範の遵守を確保することのみによって平和を維持しようとする政策を、彼が評価するはずがない。そのような政策は、国際法規範の背景となっている政治的現実を目を閉ざし、日々変動する勢力関係への対応を困難にってしまうからである。

「国際法は、その現在のあり方においては、静態的な性質を有する。すなわち、それは、特定の歴史的時点において存在する国家間関係を固定化することができるが、この状態の変動に対して、平和的・組織的なやり方で、法的な表現を与えるための十分な手段を欠いている。それゆえ、国際法政策が、現在のあり方における国際法を機械的かつ非生産的に受け入れるとすれば、それは、status quo の政治であり、したがって、非歴史的である」<sup>116)</sup>。

真に平和の維持に資する国際法政策は、変動する政治的現実には法的な表現を与え、柔軟にそれに対応することのできる国際法制度をつくることを目指さなければならない。そうすることで、はじめて、武力による現状の変更を防止することができるからである。

「法秩序の安定性、そして、平和を維持するというその機能の充足は、法秩序が、政治的現実の変更に対して、その都度、法的な表現を与える能力を有するかどうか、すなわち、生きた現実の発展に追いつくことのできない現行法秩序を暴力的に矯正することのないように、柔軟な適応能力のある規範の体系を整備することができるかどうかにかかっている」<sup>117)</sup>。

モーゲンソーによれば、シュトレゼマンは、変動する現実には法的な表現を与える必要性を認識していた。不戦条約の締結に当たっても、単に戦争を違法化する国際法規範を制定すれば平和が維持されると考えていたのではなく、それに加えて、変動する国家間関係に対応して法を適切に変更することによって対立を解消する方法が確立されなければならない、と訴えていたのである。モーゲンソーは、国際連盟におけるシュトレゼマンの演説から、次のような

116) *Ibid.*, p. 172, note. 1.

117) *Ibid.*, p. 174.

言葉を引用する。

「『戦争の放棄に必ず随伴すべきものとして、諸国家のあいだに現に存在する利益対立、および、いま生じつつある利益対立を、平和的で公正な方法で解決することができる手段を見つけ出さねばならない。諸国家の生活は生きもののごとく lebendig 発展しているゆえ、命令的に義務づけるだけでは除去できない対立がいく度でも生じる。この生きもののごとき発展に応じて法が形成される場合にのみ、そのような対立を平和的に克服することができる。それこそが、戦争違法化条約が新たに各国政府に与えた課題である。この条約が現実にもそれ相応のものとなるべきだとすれば、すなわち、新しい時代を導くのだとすれば、この課題が解決されなければならない』<sup>118)</sup>。

このように、モーゲンソーは、シュトレゼマン追悼記事において、① 国際法規範と政治的現実との関係に目を向けるべきこと、② 政治的現実の変動に伴って、法を変更する必要があること、③ 法の変更によって国家間の対立を解消しようとするような動態的国際法制度を構築する必要があることを強調している。この評論のなかで直截に示された彼の国際法観は、本稿の全体を通じて、『国際司法：その本質と限界』を中心とする学問的業績をもとに分析してきた彼の国際秩序構想の特徴と、完全に一致している。

モーゲンソーは、包括的な紛争解決手続を整備することを目指す平和構想を前提としたうえで、国際法と現実の勢力関係を学問的な分析の対象とすることによって、より現実に即した国際法学の形成を志向したのであり、そのことによって、実効的に平和を維持しようとする国際法制度の構築に貢献しようとしたのである。そして、そのような試みの中から、status quo の維持を求める旧勢力(「現状維持政策」)とその変更を求める新興勢力(「帝国主義」)の対立という、『国際政治』の基本的視軸が生み出される。その意味において、国際政治学的思考は、国際法学の刷新を求める批判的思考の中から生成したのである。

[謝辞] 本稿は、JSPS 科研費26380073の助成を受けたものです。

---

118) *Ibid.*, p. 175.